

## 大阪市石綿健康被害調査委員会規則

平成 26 年大阪市規則第 156 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年大阪市条例第 35 号）第 2 条の規定に基づき、大阪市石綿健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、医師、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康局において処理する。

### (施行の細目)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この規則は、平成 26 年 10 年 1 日から施行する